

ごみ出しが困難な世帯への戸別収集 (まごころ収集) 制度が始まります

家庭のごみをごみステーションまで出すことが困難な世帯を対象にした戸別収集制度(まごころ収集)の試行実施を、令和8年10月から桜が丘・光台地区で行います。試行実施の結果を踏まえ、令和10年4月から全町域で実施する予定です。



●対象となる世帯

以下のいずれかの条件に該当されていて、かつ、ホームヘルプサービスを受けておられる方だけでお住まいの世帯。

- ①要介護認定において要介護1以上の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する方
- ③療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する方
- ⑤上記①～④に該当の見込みがあり、認定申請を行っている方

●収集方法

粗大ごみを除く各種ごみを、毎週水曜日にご自宅敷地前へ収集に伺います。ごみは通常と同様に分別し、袋に入れていただく必要があります。また、ご希望者には、ごみが出ていなかった場合の安否確認連絡(あらかじめご登録いただいた連絡先への連絡)も行います。

●お申込み方法

所定の申込書を以下の窓口までご提出ください。申込書は、精華町ホームページおよび環境推進課窓口に置いているほか、FAX等で送付することもできますので必要な方はご連絡ください。

精華町役場 環境推進課 資源循環係

TEL: 0774-95-1925 FAX: 0774-95-3973

MAIL: kankyo@town.seika.lg.jp



ご自宅の前まで
収集に伺います!

